

鳥獣の捕獲に係る入林届出状況

令和2年11月27日現在
下北森林管理署

番号	入林予定の場所 (国有林野名・林班等)	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入林の期間	入林の目的	申請者		入林者 人数	備考
						(団体・個人等)	(県内・外)		
1	出戸：76,77,78,161,163,166林班 東川内：722,723,726,727,730,732,736～738林班 西川内：742,778,780,793,794,796,846～854,856～859,863～866林班 湯の川：745,747,748,751,754,781,783,785林班 宿野部：900～902,905,908,909～913,917,918林班 蛸崎：922,923,925,927～931,933,935～943林班 脇野沢：945,951,952,955,956,958,962,964～966,979,980林班 大畑：1021,1022,1024～1026,1028～1031,1034,1050～1052,1055,1056,1174～1178,1180～1184林班 薬研：1059～1063,1071～1073,1075,1076,1123～1126,1128,1130,1132～1134,1136,1137,1139～1149,1151～1153,1155～157,1161林班 赤滝：1077～1082,1084～1086,1088,1096～1099,1110～1115林班 (立入禁止区域を除く)	ニホンザル	銃器・わな	令和2年7月1日 ～ 令和3年3月31日	その他	市	県内	17	
2	下北森林管理署管内の国有林 (立入禁止区域を除く)	クマ、テン、タヌキ、 キツネ、ニホンジカ	銃器	令和2年11月1日 ～ 令和3年3月31日	狩猟	団体	県内	37	
3	下北森林管理署管内の国有林 (立入禁止区域を除く)	クマ、タヌキ、キツ ネ、テン、キジ、ノ ウサギ、ヤマドリ、 ニホンジカ	銃器	令和2年11月1日 ～ 令和3年3月31日	狩猟	団体	県内	10	
4	易国間：2039～2041,2044～2047, 2049,2050,2053～2059,2062～2065林班 佐井：2244～2246,2252,2253,2256,2258 2262,2264～2266,2272～2276林班 (立入禁止区域を除く)	ヤマドリ、キジ	銃器	令和2年11月15日 ～ 令和3年1月15日	狩猟	団体	県内	6	
5	むつ市、東通村、佐井村、風間浦村内の国 有林 (立入禁止区域を除く)	キジ、ヤマドリ、 カモ、クマ	銃器	令和2年11月17日 ～ 令和3年1月30日	狩猟	団体	県内	3	
6	下北森林管理署管内の国有林 (立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ、キ ジ、ニホンジカ、ヤ マドリ、カモ類	銃器	令和2年11月21日 ～ 令和3年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
				～					

注1) 入林予定の場所(国有林野名・林班等)欄は、入林予定の場所に立入禁止区域が含まれる申請となっている場合は「(立入禁止区域を除く)」を付加して記載すること。

注2) 入林の目的欄は、「狩猟」、「個体数調整」、「有害鳥獣捕獲」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「その他」を記載すること。

注3) 申請者(団体・個人等)欄は、個人の届出の場合は「個人」、団体が届出の場合(構成員名簿の提出がある場合)は「団体」と記載すること。ただし、申請が県や市町村の場合は「県」、「市」、「町」、「村」と記載すること。

注4) 申請者(県内・外)欄は、申請者の住所欄が、県内の場合は「県内」、県外の場合は「県外」と記載すること。